

業務広告に関する指針

(平成24年3月15日理事会議決)

全部改正 平成24年 3月15日

改正 同 26年12月18日

同 30年 1月18日

目次

- 第1 総則
- 第2 規程第2条の広告の定義に関する事項
- 第3 規程第3条の規定により規制される広告
- 第4 規程第4条の規定により表示できない広告事項と例外的に許される表示
- 第5 規程第5条及び第6条の規定による直接的な勧誘行為の禁止
- 第6 規程第7条の規定による有価物等供与の禁止
- 第7 規程第8条の規定による第三者の抵触行為に対する協力禁止
- 第8 規程第9条から第11条までに規定する広告についての責任
- 第9 規程第12条の違反行為の排除等
- 附則

第1 総則

1 目的

この指針（以下「指針」という。）は、弁護士及び弁護士法人並びに外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人（以下「弁護士等」という。）が行う業務広告（以下「広告」という。）に関し、弁護士等の業務広告に関する規程（会規第44号）第13条及び外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程（会規第45号）第13条の規定に基づき、これらの規程（以下「規程」という。）の解釈及び運用についての指針を定めることを目的とする。

2 解釈及び運用の基準

(1) 本会及び弁護士会は、規程の解釈及び運用に当たっては、次に掲げるア及びイの両面に留意しなければならない。

ア 弁護士等の品位を損なう不適切な広告により国民の利益が損なわれることがないようにすること。

イ 弁護士等が広告を行うことにより国民が弁護士等から法的サービスを受けるための必要な情報が得られるものであること及びこれにより国民が権

利の実現を図ることができるようになることに鑑み、国民に対する弁護士等の広告による必要かつ十分な情報の提供が妨げられることがないようにすること。

- (2) この指針において、「とする」又は「ものとする」とある規定は、規程の解釈及び運用の基準を示すものである。ただし、形式的な違反を問うことなく、常に具体的事例に応じた実質的な規程の解釈を旨としなければならない。
- (3) この指針において、「しなければならない」とある規定に違反した場合は、本会又は弁護士会において規程違反と解釈され得るものである。ただし、本会及び弁護士会の綱紀委員会及び懲戒委員会並びに本会の綱紀審査会の判断を拘束するものではない。
- (4) この指針において、「望ましい」とある規定については、これに従わなかったことをもって直ちに規程の当該規定に違反するものと解釈してはならない。ただし、他の行為等と併せて規程その他の規範に違反するか否かを判断する場合において、その要素の1つとすることを妨げない。
- (5) この指針において、例、事例等を挙げている場合には、典型的な例、事例等を示すことを目的とするものであって、全ての例、事例等を網羅することを目的とするものではないため、当該例、事例等に限らず、当該例、事例等に準じるものについても適用があるものとして解釈し、及び運用するものとする。
- (6) この指針は、事例の集積に合わせて適時に改定するものとする。

第2 規程第2条の広告の定義に関する事項

1 広告の主体

- (1) 規程第2条の規定は、規程における広告は弁護士等が行うものであることを規定するが、広告の主体が誰であるかは、広告を全体的に観察して判断するものとする。
- (2) 広告中に、著名人、依頼者等広告主である弁護士等以外の第三者の談話、証言、推薦文等が掲載されていたとしても、全体的に観察して弁護士等が行っていると認められるときは、当該弁護士等の広告であると判断するものとする。この場合において、当該著名人、依頼者等の第三者の談話、証言、推薦文等を利用した広告であると認めるときは、当該談話、証言、推薦文等を含めて、規程に違反するものであるか否かを判断するものとする。

2 広告の目的

(1) 判断基準

規程第2条の主たる目的が顧客誘引にあるか否かについては、弁護士等の主観のみを基準とするのではなく、広告内容、広告がなされた状況等の事情を総合して判断するものとする。

(2) 法律相談会等を法律事務所ではなく一時的な催事場等で行う場合であって、その広告を行う場合は、当該法律相談会等が無料の法律相談に限るとしても、継続相談、事件の依頼等の可能性があることから、顧客誘引目的があるものであって、広告に該当する。

(3) 顧客誘引が主たる目的とは認められない例

次に掲げる例は、顧客誘引のための特段の表示がない限り、顧客誘引が主たる目的とは認められないものとする。

ア 名刺、便箋、封筒、慶弔の花輪等に「弁護士某」、「弁護士法人某」、「外国法事務弁護士某」又は「外国法事務弁護士法人某」と表示すること。

イ 友人、親戚等の結婚式や祝賀会に「弁護士某」、「弁護士法人某」、「外国法事務弁護士某」又は「外国法事務弁護士法人某」として祝電を打つこと。

ウ 選挙ポスター、選挙公報等に「弁護士某」と表示し、経歴等を記載すること。

エ 新聞又は雑誌の法律相談記事、コメント記事又は投稿欄に顔写真、経歴等と共に「弁護士某」と記載すること。

オ 著作物の著者紹介欄に「弁護士某」と表示し、事務所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を記載すること。

カ 「弁護士某」と表示し、暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状を出すこと。

(4) 前号の規定にかかわらず、会合、パーティー等における名刺交換にあっては本来顧客誘引が主たる目的ではないと認められるが、街頭で不特定多数の人に弁護士等の名刺を配布する場合にあっては顧客誘引が主たる目的であると判断されるものである等、当該行為の具体的な態様によっては、顧客誘引が主たる目的と認められる場合があることに留意するものとする。

第3 規程第3条の規定により規制される広告

1 弁護士等の品位についての考え方

弁護士等の品位保持の目的は、国民の弁護士等に対する信頼を維持することにあると考えられることから、品位を損なうおそれのある広告であるか否かは、弁護士等の立場から判断するのではなく、広告の受け手である国民から見た場

合に弁護士等に対する信頼を損なうおそれのある広告であるか否かという視点で判断するものとする。

2 規程第3条第1号—事実に合致していない広告

事実に合致していない広告として規程第3条第1号に違反するものは、次に掲げる例その他事実に合致しない事項が記載されたもの一切とする。

(1) 虚偽の表示 次に掲げる表示等

ア 経歴等を偽った表示

イ 実在しない人物の推薦文

(2) 実体が伴わない団体又は組織の表示 これからメンバーを集めて組織しようとしているような場合において「・・・準備会」等と正確に表示せず、又は実体が伴わないにもかかわらず、「・・・弁護団」、「・・・研究会」等と団体名を表示すること。

3 規程第3条第2号—誤導又は誤認のおそれのある広告

誤導又は誤認のおそれのある広告として規程第3条第2号に違反するものの例は、次の各号に掲げる表現であって、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 交通事故の損害賠償事件の件数を損害賠償事件取扱件数に含めて延べ件数を表示し、あたかも損害賠償事件全般について習熟しているかのような印象を与える表現 「過去の損害賠償事件取扱件数〇〇件 航空機事故はお任せ下さい。」

(2) 他の事件を例として掲げ、その例と同じような結果をもたらすと思わせるような表現 「交通事故で1億3,000万円を獲得しています。あなたも可能です。」

(3) 弁護士報酬についての曖昧かつ不正確な表現 「割安な報酬で事件を受けます。」

4 規程第3条第3号—誇大又は過度な期待を抱かせる広告

誇大又は過度な期待を抱かせる広告として規程第3条第3号に違反するものの例は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「当事務所ではどんな事件でも解決してみせます。」

(2) 「たちどころに解決します。」

5 規程第3条第4号—困惑させ、又は過度な不安をあおる広告

困惑させ、又は過度な不安をあおる広告として規程第3条第4号に違反するものの例は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「今すぐ請求しないとあなたの過払金は失われます。」

(2) 強硬な取立ての状況の体験記を記載する等して、債務整理の依頼をしない

とあたかも同様の状況に陥るかのよう不安にさせて勧誘する広告

6 規程第3条第5号一特定の弁護士等又はこれらの事務所と比較した広告

特定の弁護士等又はこれらの事務所と比較した広告として規程第3条第5号に違反するものの例は、第1号に掲げるとおりとする。第2号に掲げる例等弁護士等の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）若しくは名称又は事務所の名称が表示されていない場合であっても、全体的な表現から特定の弁護士等又はこれらの事務所を指しているものと認められるときは、同様とする。

(1) 「〇〇事務所より豊富なスタッフ」

(2) 「〇〇を宣伝文句にしている事務所とは異なり、当事務所は〇〇で優れています。」

7 規程第3条第6号一法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告

法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告として規程第3条第6号に違反するものの例は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法令に違反する広告の例

ア 次に掲げる弁護士法又は特別措置法に違反する広告

(イ) 広告内容に問題があるか否かにかかわらず、弁護士法第72条から第74条までの規定に違反する者との提携関係の実態が認められる弁護士等が行う広告。ただし、当該提携関係にある業務と無関係な業務に係るものを除く。

(ロ) 弁護士法第72条から第74条までの規定に違反する者に自己の名義を使用させて行う広告

(ハ) 他士業その他弁護士等でない者と共同して行う広告であって、当該弁護士等でない者があたかも弁護士等と共同して権限を超えた法律事務を取り扱うことができるかのように表示された広告

(ニ) 登録している事務所のほかに名称等の如何を問わず、法律事務取扱いの本拠と見られる別の連絡先（外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人にあっては、国内のものに限る。）を記載する弁護士法第20条第3項又は特別措置法第45条第5項に違反する広告

(ホ) 弁護士又は弁護士法人と外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が共同して行う広告であって、当該外国特別会員が適法に取り扱うことができる法律事務の範囲が明示されず、原資格国法又は特定外国法に関する法律事務しか取り扱うことができないことが明らかでないもの

イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反する広告その他刑罰法規違反、名誉毀損・信用毀損、プライバシー侵害、著作権・商標権侵害となる広告

(2) 弁護士職務基本規程又は外国法事務弁護士職務基本規程に違反する広告の例

ア 裁判官や検察官と一定の関係にあることを示唆して、事件が有利に運ぶような期待を抱かせる表示を含む広告

イ 広告内容に問題があるか否かにかかわらず、他士業その他弁護士等でない者と正当な理由なく弁護士等の報酬を分配する実態が認められる弁護士等が行う広告。ただし、当該報酬分配に係る業務と無関係な業務に係るものを除く。

(3) 法律事務所等の名称等に関する規程（会規第75号）又は外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程（会規第76号）に違反する広告の例 弁護士等の事務所の名称とは別に「〇〇交通事故相談センター」、「〇〇遺言相続センター」等別の組織、施設等の名称を用い、法律事務所等の名称等に関する規程第6条若しくは第13条又は外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程第6条若しくは第9条の6の複数名称の禁止等に違反する広告

8 規程第3条第7号一弁護士等の品位又は信用を損なうおそれのある広告

弁護士等の品位又は信用を損なうおそれのある広告として規程第3条第7号に違反するものの例は、次に掲げるとおりとする。

(1) 違法行為若しくは脱法行為を助長し、又はもみ消しを示唆する次に掲げる表現を含む広告

ア 「法の抜け道、抜け穴教えます。」

イ 「競売を止めてみせます。」

(2) 奇異、低俗又は不快感を与える次に掲げるもの

ア 「用心棒弁護士」との表現を含む広告

イ ことさら残酷又は悲惨な場面を利用した広告

9 規程第3条第2号及び第3号一複合例

弁護士等の選択にとってあまり重要でない事項をあたかも重要であるかのように強調して第1号に掲げる例のように表示する広告又は不正確な基準を用いて実際よりも優位であるかのような印象を与えるような、実際は保釈請求件数であるにもかかわらず第2号に掲げる例のように表示する広告は、規程第3条第2号及び第3号に違反するものとする。

(1) 「〇〇地検での保釈ならお任せ下さい、元〇〇地検検事正」

(2) 「保釈の実績〇〇件、保釈なら当事務所へ」

1 0 キャッチフレーズ

キャッチフレーズは、表現が抽象的でかつ説明が十分でないことから、広告の受け手に対し、誤解や過度な期待を与えかねないため、広告にキャッチフレーズを用いるときは、規程第3条第2号及び第3号の規定に鑑み、その表現に十分注意しなければならない。ただし、次に掲げる例のような表示は、事実には反しない限り許されるものとする。

- (1) 「市民の味方です。」
- (2) 「懇切丁寧にやります。」
- (3) 「闘う弁護士」
- (4) 「モットーは迅速第一」

1 1 役職、経歴等に関する表示

次に掲げる役職、経歴等に関する表示の例は、第1号に掲げるものにあつては規程第3条第1号及び第7号の規定に、第2号に規定するものにあつては規程第3条第2号及び第3号に違反するものと判断するものとする。

- (1) 実体のない団体、ほとんど活動していない団体又は弁護士等に対する社会的信頼・信用を損なわせる団体の役職又は経歴を表示すること。
- (2) 役職又は前履歴を表示し、その役職又は前履歴によって特に有利な解決が期待できることを示唆する次に掲げる例のような表示
 - ア 「元特捜部検事 検察庁に対する押しが違います。」
 - イ 「〇〇家庭裁判所の調停委員 〇〇家庭裁判所に顔がききます。」

1 2 専門分野と得意分野の表示

- (1) 専門分野は、弁護士等の情報として国民が強くその情報提供を望んでいる事項である。一般に専門分野といえるためには、特定の分野を中心的に取り扱い、経験が豊富でかつ処理能力が優れていることが必要と解されるが、現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。専門性判断の客観性が何ら担保されないまま、その判断を個々の弁護士等に委ねるとすれば、経験及び能力を有しないまま専門家を自称するというような弊害も生じるおそれがある。客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては弁護士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい。専門家であることを意味するスペシャリスト、プロ、エキスパート等といった用語の使用についても、同様とする。
- (2) 得意分野という表示は、その表現から判断して弁護士等の主観的評価にす

ぎないことが明らかであり、国民もそのように受け取るものと考えられるので、規程第3条第2号又は第3号に違反しないものとする。ただし、主観的評価であっても、得意でないものを得意分野として表示する場合は、この限りでない。

(3) 豊富な経験を有しないが取扱いを希望する分野として広告に表示する場合には、次に掲げる例のように表示することが望ましい。

ア 「積極的に取り組んでいる分野」

イ 「関心のある分野」

(4) 次に掲げる表示は、専門等の評価を伴わないものであって、規程第3条第2号及び第3号に違反しないものとする。

ア 「取扱い分野」

イ 「取扱い業務」

1 3 広告中に使用した場合、文脈によって問題となり得る用語

次に掲げる用語は、広告中に用いる場合には、文脈により、事実合致しない広告、誤導又は誤認のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせる広告等に該当することがあるので、これらの用語の使用については十分注意しなければならない。

(1) 「最も」、「一番」その他最大級を表現した用語

(2) 「完璧」、「パーフェクト」その他完全を意味する用語

(3) 「信頼性抜群」、「顧客満足度」その他実証不能な優位性を示す用語

(4) 「常勝」、「不敗」その他結果を保証又は確信させる用語

1 4 広告の方法、表示形態、場所等による規程第3条の解釈適用指針

広告媒体は、看板、新聞、電話帳等はもちろん、ポスター、電車、バス等の中吊り広告、新聞の折込み広告、インターネットのホームページ等のあらゆる媒体が広く利用できるものであり、媒体自体から直ちに一般的に禁止されるものはない。ただし、広告の方法、表示形態、場所等により規程第3条各号のいずれかに違反することがあり得るものとする。

1 5 広告の方法、表示形態、場所等が奇異、低俗等であるもの

第1号に規定する方法又は表示形態による広告の例、第2号に規定する場所における広告の例等奇異若しくは低俗なもの、派手すぎるもの、見る人に不快感を与えるもの等国民から見て弁護士等に相応しくないとと思われる広告は、弁護士等の品位又は信用を損なうおそれのある広告として規程第3条第7号に違反するものとする。

(1) 次に掲げる方法又は表示形態による広告

ア 他人に不快感を与える拡声器で連呼する広告

イ サンドイッチマン、プラカード等による弁護士等に対する国民の信頼を損なう広告

(2) 国民から見て品位や信用を求められる職種の広告場所として相応しくない例えば次に掲げる場所における広告

ア 風俗営業店内

イ 消費者金融業店内

1 6 点滅式灯火及びネオンサイン

点滅式灯火（短時間に点滅を繰り返す灯火をいう。）又はネオンサイン（ネオン管を利用した広告をいう。）は、設置場所、位置、大きさ、デザイン、色彩等、当該広告のなされている地域の固有の景観、街並み、周辺環境等との調和その他総合的な観点から、弁護士等に相応しいものであるか否かを個別的に判断するものとする。

1 7 テレビ、ラジオ等による広告

(1) テレビ、ラジオ等による広告は、短時間で視聴者の感覚や感情に直接印象づける性格の媒体であって、情報量が十分でなく、そのため不正確な印象を強く視聴者に与えるおそれがあり、かつ、当該印象は是正が困難である等の問題点があることを考慮し、広告の表現内容について、事前に広告制作者及び出演者と十分に打ち合わせ、規程第3条各号に抵触しないようにすることが望ましい。

(2) 低俗又は社会的に非難を受ける番組等国民から見て弁護士に相応しくないと考えられる番組における広告は、広告内容自体が規程第3条各号に該当しない場合であっても、品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反するものとする。

1 8 新聞、雑誌等による広告

第14項の規定にかかわらず、次に掲げる媒体において広告することは、広告内容自体が規程第3条各号に該当しない場合であっても、品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反するものとする。

(1) 低俗な風俗雑誌

(2) いわゆる総会屋その他の反社会的団体等が発行する新聞、雑誌等

1 9 屋内又は屋外での広告物の配布

屋内又は屋外で広告物を配布する行為は、不特定多数の人が出入りする屋内又は街頭、駅頭、道路等の屋外において、通行人等不特定多数の人に広告物を配布するものであるときは、その態様によって、弁護士等の品位又は信用を損

なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反する場合があるものとする。

20 ダイレクトメール、新聞折込み広告及び戸別の投げ込み広告

- (1) ダイレクトメール、新聞折込み広告、戸別の投げ込み広告等を利用する場合においては、国民に対し、奇異な感情又は不快感を抱かせないよう格別に配慮するものとし、「広告お断り」とあるのに、その表示を無視して戸別の投げ込み広告を行うようなことは、プライバシー侵害とはいえない場合であっても、弁護士等の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反するものとする。
- (2) 面識のない者に対してダイレクトメールを送る場合には、これを受け取る者が不安を抱かないように、その住所及び氏名等の情報源を明示する等の配慮をすることが望ましい。
- (3) 多重債務者リストその他の名簿等ダイレクトメールを発送するための宛先の情報源が偽りその他不正の手段により入手したものであるときは、弁護士等の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反するものとする。

21 ファクシミリ通信等による広告

ファクシミリ通信等を用いた広告についても、一方的に面識のない者に送信等されるものであることに鑑み、国民に対し、奇異な感情又は不快感を抱かせないよう格別に配慮することが望ましい。

22 屋外広告物

- (1) この指針において、「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外に表示されるものであって、建物その他の工作物等に掲出され、若しくは表示される次に掲げるもの又はこれらに類するものをいう。

ア 貼紙、ポスター又は貼札

イ 立て看板（土地等に固定して設置しているか否かを問わない。）

ウ のぼり旗又は広告幕（懸垂幕等）

エ 広告板（照明装置の有無を問わない。）又は広告塔（屋上広告等）

オ アーチ・アーケード、電柱又は街灯柱を利用したもの

カ 電車広告又は自動車広告

- (2) 弁護士等は、屋外広告物により広告するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 屋外広告物は、美観風致の面から屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）並びにこれ

らに基づく各都道府県の条例により、安全性の面から道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路法（昭和27年法律第180号）により、防火・構造の面から建築基準法（昭和25年法律第201号）により、広告物又は広告物を掲出する物件の距離、間隔、高さ、面積、形状、色彩、素材、場所等が細かく規制されており、これらに違反するときは、法令に違反するものとして、規程第3条第6号に違反することとなること。

イ 屋外広告物法は、屋外広告物の表示の場所及び方法、広告塔、広告板等の掲出物件の設置又は維持について必要な規制基準を定め、この具体的な規制を都道府県の条例に委ねており、かつ、当該条例においては、知事等の許可が幅広く援用されていることから、屋外広告物を用いて広告をしようとする場合には、各都道府県ごとに規制が異なるので、あらかじめ規制の内容等を精査し、許可申請その他必要な手続を怠らないこと。

ウ 法令等に違反していない場合であっても、当該屋外広告物が、周囲の景観、街並み、自然環境等に照らして極端にそぐわない形態、色彩等である場合には、弁護士等の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規程第3条第7号に違反すると判断される場合もあること。

第4 規程第4条の規定により表示できない広告事項と例外的に許される表示

1 規程第4条の解釈及び運用の指針

- (1) 規程第4条の規定は、規程第3条の規定により禁止される典型的な広告事項を具体的に明示し、及び列挙したものであって、規程第4条の規定に掲げられていない広告事項であっても、規程第3条各号のいずれかに該当するときは、これを許容するものではないことに留意しなければならない。
- (2) 規程第4条第2号から第4号までの規定については、ただし書に規定された除外事由に留意して解釈し、適用し、及び運用しなければならない。

2 規程第4条第1号一訴訟の勝訴率

訴訟事件の勝訴率を表示することは、誤導又は誤認のおそれのある広告に該当し、規程第3条第2号に違反する例である。

3 規程第4条第2号一顧問先又は依頼者

- (1) 顧問先又は依頼者は、弁護士及び外国法事務弁護士の守秘義務にかかる事項であり、顧問先又は依頼者をその同意なく表示することは、法令に違反する広告に該当し、規程第3条第6号に違反する例である。
- (2) 規程第4条第2号ただし書の規定により顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合において、顧問先又は依頼者を広告に表示する場合の顧問先又

は依頼者は、単なる名目的な関係を有するのみのものであってはならず、誤導となるおそれがないような実質的な関係を備えているものでなければならない。

- (3) 規程第4条第2号ただし書の書面による同意は、守秘義務に関して無用な争いが生じることを避けるため、同意の範囲、有効期限その他必要な事項を明示して得なければならない。
- (4) 第2号に規定する場合において、過去の顧問先又は依頼者を表示する場合には、そのことを明示するなどして誤導にならないように配慮しなければならない。

4 規程第4条第3号一受任中の事件

- (1) 受任中の事件は、弁護士及び外国法事務弁護士の守秘義務にかかる事項であり、当該事件の依頼者の同意なくこれを表示することは、法令に違反する広告に該当し、規程第3条第6号に違反する例である。
- (2) 規程第4条第3号の「事件」とは訴訟事件に限らず、訴訟外の事件、交渉案件等弁護士等が受任中の事件全てを広く含むものであり、同号の「受任中」とは委任契約締結時から委任契約終了時（契約の目的となっている委任事務処理が終了し、金銭の清算等の一切の処理が完了した時点をいう。）までの期間をいう。
- (3) 規程第4条第3号ただし書中依頼者の書面による同意がある場合は、依頼者に対する守秘義務に反することにならず、広告に受任中の事件の表示をすることが許される。守秘義務を負わない相手方については同意を得ることを要しない。
- (4) 規程第4条第3号ただし書中依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合とは、例えば、集団訴訟事件で、原告団への加入を呼びかける必要があるにもかかわらず、依頼者が多数で既に委任を受けている依頼者の個別の同意を得るのが困難な場合等、依頼者が特定されることなく広告することが可能であり、かつ、依頼者の利益にも合致すると思われる場合をいう。この場合において、依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合か否かについては、単に依頼者名が表示されていないというのみではなく依頼者が実際に特定されていないか等、個別具体的に判断するものとする。
- (5) 前号の場合であっても、弁護士等は、依頼者の書面による同意を得るよう努めるものとする。

5 規程第4条第4号一過去に取り扱い又は関与した事件

- (1) 過去に取り扱い、又は関与した事件は、弁護士及び外国法事務弁護士の守秘義務にかかる事項であり、依頼者の同意なくこれを表示することは、前号と同様に法令に違反する広告に該当し、規程第3条第6号に違反する例である。
- (2) 規程第4条第4号ただし書において、過去に取り扱い、又は関与した事件を広告に表示できるとされる次に掲げる場合のうち、ア及びウに掲げる場合については、同条第3号ただし書の規定と同様に解釈し、適用し、及び運用するものとする。
 - ア 依頼者の書面による同意がある場合
 - イ 広く一般に知られている事件で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合
 - ウ 依頼者が特定されない場合で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合
- (3) 前号イの「広く一般に知られている事件」とは、既に判例集、新聞、雑誌等で広く公表されている事件であり、守秘義務違反となるおそれが低いものをいう。

第5 規程第5条及び第6条の規定による直接的な勧誘行為の禁止

1 規程第5条の趣旨

- (1) 規程第5条第1項が面識のない者に対する訪問又は電話による広告を禁止したのは、次に掲げる事由により弁護士等の品位及び信用を害するものとして、規程第3条第7号に違反するものであるからである。
 - ア 当該広告の内容が弁護士等に関する一般的な情報の提供であったとしても、弁護士等が言葉巧みに勧誘すれば利用者が十分な考慮をする機会がないまま依頼することになるおそれがあること。
 - イ 面識のない弁護士等から直接訪問や電話を受けること自体が相手方に奇異な感情や不快感を生じさせることが多いと認められること。
- (2) 規程第5条第2項が面識のない者に対する未承諾の電子メールによる広告を禁止したのは、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第12条の3の規定の趣旨を敷衍したものであり、その趣旨は、前号と同様である。

2 規程第5条第1項ただし書一同項本文の適用除外

- (1) 規程第5条第1項第1号が法律事務の依頼を希望する者から請求があった場合を、同項第2号（弁護士及び弁護士法人の場合に限る。）が弁護人選任

権又は付添人選任権を有する者から請求があった場合を、それぞれ同条第1項本文の適用除外としている趣旨は、前項第1号ア及びイに掲げる事情が認められず、訪問又は電話をすることに正当性が認められるからである。

- (2) 規程第5条第1項第3号（外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の場合は、第2号）の公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合の例は、弁護士会が重大事件等であるとして本人又は弁護士若しくは付添人の選任権者からの請求がない場合において身体拘束を受けた被疑者若しくは被告人又は少年と接見させる場合に当該事件に関与する場合である。

3 規程第6条の趣旨

規程第6条が特定の事件の当事者及び利害関係者であって面識のないものに対して郵便その他のこれらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告を禁止したのは、当該広告は、アンビュランス・チェイサーと呼ばれる者等、窮状に陥っている者に対しその窮状に乗じて事件をあさるといふ印象が強く持たれるものであり、当該当事者等に不快感を与えるおそれが高いばかりでなく、弁護士等の品位又は信用を損なうおそれが高いからである。

4 特定の事件の勧誘広告と一般的な広告とを区別する基準

- (1) 規程第6条の「特定の事件」とは、特定の人について具体的に発生している法律問題をいい、紛争事件に限らないものとし、「勧誘広告」とは、特定の人に事件の依頼を働きかける広告をいう。

- (2) アに掲げる場合に該当し、又はイ若しくはウに掲げる場合に該当する場合であって、総合的に判断してアに掲げる場合に該当すると判断できるときは、特定の事件の勧誘広告に該当するものとする。

ア 広告の内容が具体的に発生している特定の事件を対象にしている場合

イ 配布先が具体的な事件の当事者及び関係者に限定され、又は主としてこれらの者になされている場合

ウ 具体的に発生している特定事件の発生時期と配布時期とが近接している場合

- (3) 例えば、航空機の墜落事故が起こった直後、その事故の被害者や関係者に限定して、「交通機関の事故による損害賠償請求事件が得意であり、過去に航空機、船舶等の交通機関についての実績がある」ことを記載したダイレクトメールを送ることは、前号イ及びウに掲げる場合に該当し、広告の内容が当該事故と密接に関連した内容であることから、総合的に前号アに掲げる場合に該当すると判断できるので、特定の事件の勧誘広告に該当するものとする。

る。

(4) 例えば、65歳以上の人を対象として、その人達に対し、遺言書の作成を勧誘する広告は、特定の事件を対象としていないので、第2号アからウまでのいずれの場合にも該当せず、特定の事件の勧誘広告に該当しないものとする。

(5) 例えば、「債務整理事件を扱います」との広告は、一般の人を対象にして行う場合にあつては特定の人に発生している特定の事件を対象とするものではなく、第2号アからウまでのいずれにも該当しないが、特定の多重債務者を対象として行う場合にあつては、延滞の有無にかかわらず、具体的に発生している特定の事件を対象とするものであつて、第2号アからウまでに該当し、特定の事件の勧誘広告に該当するものとする。

5 郵便等直接到達する方法の具体例

(1) 規程第6条が禁止する郵便又は特定の事件の当事者及び利害関係人で面識のない者を名宛人として直接到達する方法の例は、次に掲げるとおりとする。

ア 手紙、葉書、チラシ等の印刷物その他の広告物を郵便、宅配業者による配達、戸別の投げ込み等を利用して到達させ、又は直接交付すること。

イ 電報、ファクシミリ通信等により送信等すること。

(2) 特定事件の勧誘広告であっても、新聞、雑誌、インターネットのホームページ等により不特定多数の人々を対象とした広告方法は、規程第6条に規定する直接到達する方法での広告に該当しないものとする。

6 公益上の必要について

(1) 規程第6条ただし書が公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合を特定の事件の勧誘広告の除外事由としたのは、公害事件、多大な被害を伴う消費者被害事件等が発生した場合において、弁護士等の公益的な職責からこれらを看過することが不適切なときは、弁護士等の側から積極的に問題を提起し、被害者救済の観点から事件の掘り起こしを行っていく必要があるからである。

(2) 弁護士会は、公益上の必要があるか否かについては、前号の趣旨に沿って具体的に判断するものとする。この場合においては、弁護団への参加の呼びかけを新聞、雑誌、インターネットのホームページ等の広告により広範囲に行うことが可能であり、同様に被害者に対する呼びかけも容易であつて、被害者も弁護団の存在を知ることができることに鑑み、公益上の必要があると判断するのは、そのような方法では公益的な職責を果たし得ない等の事情がある場合に限られるものとする。

- (3) 規程第6条ただし書の所属弁護士会の承認は、ダイレクトメールによる方法は認めるが訪問及び電話による方法は認めない等方法を限定し、又はその他の条件を付してすることができるものとする。

第6 規程第7条の規定による有価物等供与の禁止

1 規程第7条の趣旨

規程第7条が広告対象者に対して、社会的儀礼の範囲を超える有価物等を供与し依頼の勧誘を行うことを禁止したのは、弁護士等への依頼は、本来依頼者の自由な意思により行われるところ、社会的儀礼の範囲を超える有価物等の供与はこれを歪めるおそれがあり、かつ、このような手段を用いて依頼を勧誘することは弁護士等の品位を損なうことにつながるからである。

2 社会的儀礼の範囲内の有価物等の供与

規程第7条の有価物等の供与は、前項に規定する趣旨に鑑み、社会的儀礼の範囲内であれば許されるものとする。この場合において、社会的儀礼の範囲内であるか否かは、供与する当事者との関係、有価物等を供与する目的、供与する時期、供与する有価物等の相当性等から総合的に判断するものとする。

3 有価物等の供与に該当しない例

規程第7条の規定により禁止される有価物等の供与に該当しない例は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第2号に規定するテレホンカードを依頼者に平常供与し、又は街頭で不特定多数の人に交付する場合は、この限りでない。

- (1) 顧客誘引が主たる目的とは認められずそもそも広告ではない例 友人の新築祝いに弁護士等の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）で記念品を送ること。
- (2) 広告であるが社会的儀礼の範囲での有価物等の供与と認められる例 依頼者にお歳暮として事務所名が入った通常のカレンダーを送ること又は事務所の〇〇周年開設記念としてテレホンカードを依頼者に配布すること。

第7 規程第8条の規定による第三者の抵触行為に対する協力禁止

1 規程第8条の趣旨

規程第8条が、第三者が弁護士等の業務に関して規程に抵触する情報の伝達又は表示行為を行う場合に、弁護士等がこれに協力することを禁止したのは、弁護士等が自ら行うことと同視し得るからである。

2 第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為の例

規程第8条の規定による規制の対象となる第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為は、主として規程第3条及び第4条に抵触するものであって、その例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出版社その他の団体、個人等が発行する書籍、記事又はインターネット情報であって、事実を反し、又は誤認、誤導若しくは誇大広告のおそれのある「勝訴率100パーセント」等の内容を含む記載をしたもの
- (2) 出版社等が発行する弁護士等のランク付けに関する記事であって、特定の弁護士等の優劣を論じる記載があるもの

3 規程第8条が禁止する行為

規程第8条が禁止する行為は、第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為に対して金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力することであって、協力の方法については限定はないものとする。

4 金銭その他の利益の供与

規程第8条が禁止する「金銭その他の利益の供与」とは、第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為を援助し、又は助長するための金銭その他の利益の供与をいう。

5 協力

規程第8条が禁止する「協力」とは、第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為に関し、原稿を提供し、アンケートに回答し、インタビューに応答し、出版パーティーへ参加すること等をいう。

第8 規程第9条から第11条までに規定する広告についての責任

1 規程第9条一弁護士等の表示

(1) 規程第9条第1項及び第2項の趣旨

規程第9条第1項及び第2項が弁護士等の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。弁護士法人及び外国法事務弁護士法人にあつてはその名称及び主たる事務所の名称又は広告に係る従たる事務所の名称をいう。以下この項において同じ。）及び所属弁護士会（弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会又は広告に係る従たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を表示することをもって足りる。以下この項において同じ。）を表示させることとしたのは、弁護士等の広告においては、事務所の名称又は弁護団その他の団体名を表示するだけでは当該広告の責任の所在が明確にならないので、これを明確にするためである。

(2) 所属弁護士会の表示

規程第9条第1項及び第2項が所属弁護士会を表示させることとしたのは、広告の内容につき利用者からみて不適正又は不審な点があるときに、弁護士会へ問い合わせる等により被害の発生を未然に防止する手がかりとなることを期待したものである。

(3) 規程第9条第3項の趣旨

規程第9条第3項が責任者の表示を1名で足りることとしたのは、事務所の所属弁護士等全員で広告を行う場合その他弁護士等が共同して広告を行う場合において、広告を行う弁護士等全員の氏名及び所属弁護士会を表示しなければならないとするのは場合によっては不可能を強いることになること、当該広告の責任の所在を明確にし、所属弁護士会に問い合わせることができるようにするためには責任者1名が表示されていれば足りること等が理由である。

(4) 責任者1名の表示

規程第9条第3項の規定により弁護士等が共同して広告する場合であっても、当該弁護士等のうち1名又は1法人の氏名又は名称及び所属弁護士会を表示することをもって足りるものとする。

(5) 社員の氏名の表示

規程第9条第2項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が表示される場合には、当該弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の名称及び主たる事務所又は広告に係る従たる事務所の名称並びに所属弁護士会を表示しなければならないが、社員の氏名を表示することは要しない。

(6) ホームページにおけるバナー広告における氏名及び所属弁護士会の表示

ホームページにおけるバナー広告は広告に該当するが、バナー広告からアクセスし、必ず表示されるページにおいて当該広告の責任者である弁護士等の氏名及び所属弁護士会が表示されるときは、当該広告の責任の所在は明らかであるといえることから、バナー広告自体に責任者である弁護士等の氏名及び所属弁護士会が表示されることを要しない。

2 規程第9条の2—通信手段により受任する場合の広告記載事項

(1) 規程第9条の2の趣旨

規程第9条の2が電話、電子メールその他の通信手段により法律事務を受任する場合について広告をするときに規程第9条に規定する事項に加えて受任する法律事務の表示及び範囲、報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期並びに委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨及び委任契約が

途中で終了した場合の清算方法を表示させることとしたのは、特定商取引に関する法律第11条が通信販売をする場合に広告をするときは、役務の対価、その支払時期及び方法、クーリングオフに関する事項等の表示を義務付けているところ、同法が弁護士自治に委ねて弁護士業務を適用除外としている趣旨に鑑み、同様の表示義務を置くこととし、ただし、クーリングオフについては弁護士業務に適用することは適当ではないものの、上記の範囲で委任契約の中途解約ができる旨等の範囲では必要と思料されることから、その範囲での表示義務に関する規定を置いたものである。

(2) 規程第9条の2各号の表示の例は、次に掲げるとおりとする。

ア 受任する法律事務の表示及び範囲の例 「貸金返還請求事件 訴訟（控訴審）」

イ 報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期の例 「着手金 30万円・受任時一括払い、報酬金 甲（委任者）の得た経済的利益の12%・経済的利益の算定方法 乙（受任弁護士）の報酬基準に定める方法による・報酬金の支払時期 事件処理の終了時」

ウ 委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨及び委任契約が途中で終了した場合の清算方法の例 「甲（委任者）及び乙（受任弁護士）は、委任事務が終了するまでの間、本委任契約を解除することができる。本委任契約に基づく事件処理が、解任、辞任等により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算を行うものとし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部又は一部の返還又は支払を行うものとする。」

3 規程第10条一広告であることの表示

(1) 趣旨

規程第10条が郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物について広告であることを表示させることとしたのは、面識のない広告対象者に対して広告物を郵送等する場合は、これによって無用な心配をかけ、又はその閲覧を心理的に強制するおそれがあるため、広告であることを表示させることにより、開封しなくとも、外見から広告物であることがわかるようにするためである。

(2) 広告であることの表示の方法

広告であることの表示は、「広告」、「事務所報在中」、「事務所案内在中」等一見して弁護士等の広告であることが分かるようなものとし、封筒である場合にあつてはその外側、封筒以外のものである場合にあつてはその表側又

は冒頭部分に行う等、分かりやすい箇所に行わなければならない。

(3) 暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状について

暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状は、面識のない者に対して配布する場合には、その内容、態様、方法等により顧客誘因が主たる目的とは認められない場合を除き、広告に該当するおそれが高いことに注意しなければならない。

4 規程第11条—広告の記録を保存する責任

(1) 趣旨

規程第11条が広告をした弁護士等に対し広告物又はその複製（電磁的記録によるものを含む。以下この項において同じ。）、写真等当該広告物に代わる記録及び広告をした日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録並びに規程第4条第2号から第4号までに規定する同意を証する書面を当該広告が終了したときから3年間保存させることとしたのは、規程第12条第1項の規定により弁護士会から提出を求められたときに応じられるようにするためである。

(2) 広告物の保存の要領

広告物等の保存は、現物そのものを保存することを原則とし、次に掲げる要領に従って行うものとする。

ア 事務所案内、事務所報、案内チラシ等当該弁護士等の広告のみを紙に印刷した広告物は、当該広告物と同一の物を保存するものとする。

イ 電話帳広告、雑誌広告、新聞紙広告等当該弁護士等の広告以外のものも含まれている紙に印刷した広告物は、当該広告物が掲載され、若しくは掲示されている頁及び当該電話帳、雑誌、新聞紙等を特定できる表紙、奥書等の頁又はそれらの複製を保存するものとする。

ウ 立て看板、のぼり旗、広告幕、広告板、広告塔等物理的に保存に適しない広告物については、現物の状況が判るよう写真等によりその状況を保存すれば足りるものとする。

(3) 広告方法の記録の要領

広告物を実際に使用したときは、次の各号に掲げる広告物の種別に応じ当該各号に定める要領に従ってその時期、場所、広告方法等について記録しなければならない。

ア 送付に係る広告物 郵便、電子メール、直接配布、業者依頼配布等の区別、送付先及び送付年月日について記録するものとする。

イ 屋外広告物 立て看板、広告板等の当該屋外広告物の種類、掲示等をし

た場所及びその周囲の状況、掲示等の期間、当該屋外広告物の大きさ等を記録するものとする。

(4) インターネットのホームページを利用した広告の保存又は記録

インターネットのホームページを利用した広告の保存又は記録をするときは、データ又はプリントアウトした印刷物を保存するものとする。ただし、頻繁に書き換えられる細目にわたる事項の変更については、変更の前後を通じて同一の広告とみなすものとし、重要な広告事項の変更があったとき又は画面の一新、掲載内容の大幅な変更若しくは改訂等により広告物として同一性を認めることができない変更があったときは、変更の前後のデータをいずれも保存するものとする。

(5) 暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状について

暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状は、前項第3号の場合において広告と認められる場合等を除き、原則として広告物に該当しないので、保存することを要しない。

第9 規程第12条の違反行為の排除等

1 規程第12条の趣旨等

(1) 規程第12条が弁護士会について広告に関する調査権限、規程第3条第1号に該当する疑いがあるときに事実合致していることの証明を求め、及びその証明ができなかったときに同号に該当するとみなす権限、違反行為の中止等の命令等に関する権限及び弁護士等がその命令等に従わない場合等の公表に関する権限並びに他の弁護士会に対する通知の権限を、弁護士等に対して弁護士会の調査に対する協力義務を、並びに日本弁護士連合会及び弁護士会の相互協力義務を規定したのは、違反広告に対し、所属の弁護士等に対する指導監督の権限及びその責任を有する弁護士会が有効に指導監督できる仕組みを設けることが必要であるからである。

(2) 規程第3条等に違反して広告をした場合、規程第12条第5項による違反行為の中止、排除等の命令に従わない場合等については、同条の規定による指導監督とは別に、会則等の違反、品位を失うべき非行等として懲戒の対象となり得ることに注意しなければならない。

2 規程第12条第1項及び第2項一弁護士会の調査権及び弁護士等の調査協力義務

(1) 弁護士会の調査権

弁護士会は、所属の弁護士等の広告が規程に違反する疑いがあると認める

ときはもちろん、その前段階においても必要があると認めるときは、いつでも、当該弁護士等に対し、次に掲げる例による事実関係についての調査を行うことができる。

ア 規程第11条に規定する広告に関する記録の提出を求めること。

イ 広告の回数、広告に要した費用、その費用の捻出方法及び業務の具体的な処理方法（例えば、多重債務整理において利息制限法に引き直した利息計算がなされているか否か等）等の事実について当該弁護士等に対して照会し、又は事情聴取をすること。

(2) 弁護士等の調査協力義務

当該広告を行った弁護士等は、前号に規定する弁護士会による調査に対し協力しなければならない。

(3) 弁護士会による任意の調査

弁護士会は、第1号に規定する場合において、弁護士等以外の者に対して照会し、又は事情聴取を行う必要があると認めるときは、当該照会又は事情聴取を行うことができる。ただし、当該弁護士等以外の者の任意の協力の下に行われるものであることに十分留意して行わなければならない。

3 規程第12条第3項及び第4項—弁護士等の証明責任

(1) 広告の真実性の確保

弁護士等は、弁護士等の広告が国民に有益な情報を誠実に提供するものであることに鑑み、広告の真実性を確保しなければならない。

(2) 証明責任

広告が事実と合致しているかどうかの証明責任については、事実と合致しているかどうかは当該広告をした弁護士等が最もよく知るところであり、かつ、証明に関する資料も当該弁護士等が保有していることが通常であることに鑑み、当該広告をした弁護士等が負担するものとし、当該広告をした弁護士等は、弁護士会から求められたときは、事実と合致していることを証明しなければならない。

(3) 証明できないとき

弁護士会は、弁護士会から証明を求められた弁護士等が事実と合致していることを証明できないときは、規程第12条第4項の規定により当該広告が規程第3条第1号に該当するものとみなすことができる。ただし、その結果行い得るのは規程第12条第5項から第7項までに規定する措置等であって、それ以外の懲戒の手續等において直ちにみなし得るものではないことに留意しなければならない。

4 第12条第5項―違反行為に対する措置

(1) 違反行為に対する各措置の意義

弁護士会が規程第12条第5項の規定により規程に違反した所属の弁護士等に対して行うべき次の各号に掲げる命令又は措置の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

ア 違反行為の中止の命令 現在継続している違反行為自体を止めさせることをいう。

イ 違反行為の排除の命令 既に配布した広告の回収等規程に違反した広告を除去し、原状回復をさせることをいう。

ウ 再発防止のための必要な措置 例えば、当該弁護士等に違反を行わない旨の誓約書の提出をさせる等再発防止のために必要と認められる一切の措置をいう。

(2) 弁明の機会

弁護士会は、前号ア若しくはイの命令その他の必要な事項の命令又は前号ウの措置のいずれかを行う場合においては、規程第12条第5項後段の規定により当該弁護士等に対し弁明の機会を与えなければならないが、これは、これらの命令又は措置が弁護士等に対し不利益を課すものであって、手続の公正を期する必要があるからである。この場合において、弁明の機会は、事前に与えなければならないものとする。

5 規程第12条第6項―違反行為に対する措置に関する公表

(1) 趣旨

規程第12条第6項が規程に違反した弁護士等が同条第5項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において当該命令その他の措置を採った事実及び理由の要旨を公表することができることとしたのは、当該違反広告による被害発生を防止を図るためである。

(2) 中止若しくは排除が困難な場合

規程第12条第6項の「当該行為の中止若しくは排除が困難な場合」とは、例えば電話帳広告のように、既に広告が広範囲に配布されていてその中止又は排除が事実上不可能であるとき等をいう。

(3) 被害発生防止のため特に必要があるとき

規程第12条第6項の「当該行為による被害発生防止のため特に必要があるとき」とは、当該広告による被害が発生することが予想され、これを放置できない事態が生じた場合等をいう。

(4) 公表の方法

規程第12条第6項の規定により行う公表の方法は、例えば弁護士会のホームページに掲載する等適宜の方法により行うものとする。

6 規程第12条第7項—所属弁護士会以外の弁護士会による通知

(1) 趣旨

規程第12条第7項が弁護士会が他の弁護士会の所属弁護士等について規程違反の事由があると思料するときに当該弁護士等の所属弁護士会に対しその旨を通知することができるとしたのは、弁護士等が広告を行う場所は所属弁護士会の地域内に限られているわけではなく、所属弁護士会の地域外において広告が行われる場合には、当該広告が規程に違反していても所属弁護士会がこれを察知できないことも考えられるからであり、違反広告を察知した弁護士会が当該広告を行った弁護士等の所属弁護士会に対して通知を行うことができる旨を確認したものである。

(2) 通知を受けた弁護士会の報告

規程第12条第7項の通知を受けた弁護士会は、これを端緒として、その事案に応じ、同条第1項の調査を行う等し、規程に違反すると認めるときは、広告を行った所属の弁護士等に対して同条第5項の措置をとり、又は懲戒の手続を行うこととなることから、同条第7項後段の規定により当該通知を行った弁護士会に対し、当該調査及び措置の内容（規程違反の事実がなく措置をとらなかったときは、その旨）を報告しなければならない。

7 規程第12条第8項—日本弁護士連合会と関係弁護士会間の協力義務

(1) 趣旨

規程第12条第8項が日本弁護士連合会及び弁護士会に対し違反行為の調査及びその排除等に関して相互に協力する義務を定めたのは、広告は本来的に広域的に実施されることが多く、違反行為の調査及び排除等については日本弁護士連合会及び弁護士会の間での協力体制が重要であることから、綱紀保持のための相互の協力体制に倣い、規程に違反し、又は違反するおそれがある広告に関係する弁護士会（以下「関係弁護士会」という。）の相互間において有効な方策を取ることができるようにするためである。

(2) 関係弁護士会の相互協力義務

関係弁護士会は、相互に協力義務を負うものとし、相互協力を行う事項の例は、次に掲げるとおりとする。

ア 規程に違反する行為に係る調査及び措置についての一般的な情報交換

イ 特定の弁護士等による広告についての情報収集、情報交換又は対応協議

ウ 規程に違反し、又は違反するおそれのある行為が所属弁護士会の地域外

で行われたときに当該行為の行われた地域の弁護士会に調査を委嘱すること。

附 則

この指針は、平成24年3月15日から施行する。

附 則（平成26年12月18日改正）

題名、第1第1項、第2第2項第3号及び第3項第1号、第3第6項、第7項、第8項、第11項、第12項第1号及び第20項第2号、第4第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号、第5第1項第2号及び第2項、第8第1項及び第3項第2号並びに第9第3項第2号、第5項第1号及び第6項第1号の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第29号）の施行の日から施行する。

（平成27年政令第414号で平成28年3月1日から施行）

附 則（平成30年1月18日改正）

第2第3項の改正規定は、平成30年1月18日から施行する。